

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県介護保険法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県介護保険法施行細則の一部改正

ア 介護保険法及び厚生労働省令に規定された指定居宅サービス事業者等に係る公示に関する事項を削る。

イ 介護保険法の改正に伴い、規則中引用している同法の規定を改める等の所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

介護保険法の一部改正及び(1)に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。